

1. 「土台／上部構造」論とは何か

「土台と上部構造」というのは建築用語である。マルクスは、いくつかの文章でこの用語を隠喩として使っている。隠喩 *metaphor* というのは、誰でも知っている言葉や概念を使って、なじみのない概念を説明するための方法であって、その逆ではない。家を建てるときには、まず土台を固め、その上に建物（「うわもの」）を建てる。土台のない上部構造はない。もしあっても、それは砂上の楼閣である。土台が揺らげば上部構造は倒壊する。これらが示唆するのは、順序、先決問題、優先性である。

マルクスは『経済学批判』序言（1859）で、「人間の物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係の総体が、社会の経済的構造を形成する。これが実在的土台 *die reale Basis* であり、その上に一つの法的・政治的上部構造 *Ueberbau* がそびえたち *erheben*、この土台に一定の社会的意識諸形態に対応する *entsprechen*。物質的生活の生産様式が、社会的・政治的および精神的な生活過程一般の条件を与える *bedingen*。人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、逆に彼らの社会的存在が彼らの意識を規定する *bestimmen*¹」、と述べている。

この箇所を根拠として、「唯物論的歴史観／歴史的唯物論」という言説が成立した。たとえば、「史的唯物論において、社会構成の基礎をなす物質的な生産関係を土台または下部構造 (*substructure; Unterbau*) といい、それによって根本的に規定される社会的・政治的な制度、組織、思想、芸術、哲学などを上部構造という²」、というのがその古典的な定義である。隠喩にすぎないものが、ここでは定義され説明されるべき概念と化しており、マルクスにはない「下部構造」という用語まで動員されている。

このように「土台が上部構造を規定する」というのが「土台／上部構造」論だとすれば、それは文字通り虚構である。しかし、このような辞書的定義は、いまなお消え去っていない。マルクスは「「上部構造」を規定する「土台」を、生産諸関係の総体とした³」、「唯物史観における社会の上部構造と下部構造の区分と、経済的下部構造による上部構造の規制関係⁴」、「生産様式は歴史的形成物である社会の経済構造、すなわち

¹ Karl Marx, *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, in: Marx/Engels, *Gesamtausgabe* [MEGA, Berlin: Dietz/Akademie Verlag, 1975-], II/2, S.100. 杉本俊朗訳「経済学批判」、『マルクス・エンゲルス全集』（大月書店、1959-1991年）第13巻、6頁

² 見田石介「土台・上部構造」、大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典 第2版』岩波書店、1979年、986頁

³ 中野徹三「エンゲルス」、『マルクス・カテゴリー事典』青木書店、1998年、50頁

⁴ 伊藤誠「資本主義」、同上、224-225頁

実在的土台であり、その上層の社会的審級（社会的意識諸形態）と政治・法などのイデオロギー審級からなる上部構造を条件づける⁵⁾、などなど。それに対して、マルクスの文章を正確に解説している辞典はまだ少ない。「この「定式」において社会構造全体は土台（下部構造）と、その上に立つ上部構造という二階層で捉えられ、生産力と生産関係の矛盾をテコとする社会構成体の弁証法的発展が示されている。しかし、よく誤解されるように、土台のあり方が上部構造のあり方を直接的に決定するとか、経済的構造が人々の意識を直接的に決定するとか述べているわけではない。経済的基礎の変化に伴って上部構造が変化するということが、人々の社会的存在が彼らの意識を規定するということを述べているだけである⁶⁾。

実は、マルクスが「土台と上部構造」という隠喩を使っているのは、上記の文章だけではない。彼はどのような場合にどのような意味でこの隠喩を使っているのか。以下では、それを追跡することによってマルクスの歴史＝社会認識の特徴を確認するとともに、隠喩にそれがもつ本来の位置づけを与えることにしたい。

2. 思想的系譜

社会構造を説明するための「土台と上部構造」という隠喩は、マルクスが思いついたものではない。その思想的系譜は17世紀のイギリスに遡る。ジェームズ・ハリントン（1611-1677）の『オシアナ共和国』（1656）が最初の範例である。彼は、「コモンウェルス設立する技術とは、知られている基礎 foundation にふさわしい統治の上部構造 superstructures を建てる技術にほかならない⁷⁾」、「あらゆる統治の中心あるいは土台 basis とは、統治の基本法にほかならない⁸⁾」と述べ、具体的には、「平等なコモンウェルスとは、バランスあるいは基礎においても上部構造においても、すなわちその農地法においても官職ローテーション制においても、平等であるようなコモンウェルスのことである。／平等な農地法とは、少数者あるいは貴族に属する一人あるいは何人かの者が、その土地所有によって人民全体を圧倒する、ということがありえないように土地を分配することによって、土地所有のバランスを確立し保存するような永久的法律のことである。／農地法が基礎に対応するものであるとすれば、官職ローテーション制は上部構造に対応する⁹⁾、と説明している。

⁵ 高橋誠「経済的社会構成体」、的場昭弘他編『新マルクス学事典』弘文堂、2000年、148頁

⁶ 城塚登「唯物史観」、廣松渉他編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店、1998年、1615頁

⁷ James Harrington, *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992, p.60

⁸ Ibid., p.100

⁹ Ibid., p.33

ハリントンの思想の核心は、次のような主張にある。「国内の支配権は所有権に基礎をおいている。……土地、あるいは領土内の諸部分や諸区分は、一人あるいは複数の所有者、その領主たちによって、ある割合で保有されている。そしてそのような土地所有権の割合あるいはバランスが、その国の性質なのである¹⁰。「この基礎に留意」しない場合には「物事の成り行きや目的を達成するための方法を考慮することなく空中に楼阁を築く¹¹」ことになるし、「基礎から外れて揺れ動く建物は崩壊するにちがいない¹²」。つまり、「土台（基礎）」という隠喩が意味するのは、共和国の建設に際して土地所有権法の策定が先決的重要性をもつ、というメッセージなのである。

そして、土台の上には上部構造が「そびえ立つ」。「平等なコモンウェルスとは、平等な農地法の上に確立され、その上に上部構造あるいは三つの秩序、すなわち審議し提案する元老院、議決する人民、そして無記名投票による人民の投票権を通しての平等な官職ローテーション制によって執行する行政機関、がそびえ立つ arising、そのような統治のことである¹³」。

ほぼ一世紀後に、アダム・ファーガソン（1723-1816）も『市民社会史論』（1767）でこの隠喩を使っている。彼にとっての「土台」は、安全保障と治安維持である。「政治家は、人類が抱くようになる平安への相互的願望や、社会の平和を維持する傾向がある公共的諸制度のうちに、対外戦争の一時停止や国内の混乱の除去を見いだす。彼らは、騒動なしにあらゆる抗争を解決し、法の權威によって、あらゆる市民に個人的諸権利の保持を保障することを習い覚える。／繁栄する諸国民はこのような状態を熱望し、ある程度まで達成するのだが、このような状態において人類は、安全の土台 basis を据えつつ、彼らの考えに適した上部構造 superstructure を組み立て始めるのである。その帰結は、身分 states が異なれば異なるし、同じ共同体に属する人間でさえも地位 orders が異なれば異なる。あらゆる個人に対するその効果は、彼の社会的地位 station に対応している。……それは、あらゆる職業の専門従事者が自分の個別的利益を追求するのを可能にする。それは、道楽者には趣味を洗練する時間を与え、思索家には文学的会話や研究の余暇を与える¹⁴」。

アダム・スミス（1723-1790）も『法学講義』（1762-63）で、「国ごとに様々に異なる統治諸制度の基礎 the foundation of the different systems of government」は「社会の構成員各人に彼自身の所有権の安全で平和な保持を与えること¹⁵」だと論じ、次の学期にも、「司法の目的は、侵害にたいする安全保障であり、それは国内統治の基礎 the

¹⁰ Ibid., p.11

¹¹ Ibid., p.60

¹² Ibid., p.16

¹³ Ibid., p.34

¹⁴ Adam Ferguson, *An Essay on the History of Civil Society*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 1966, pp.188-189

¹⁵ Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, Oxford: Clarendon Press, 1978, p.5

foundation of civil government である¹⁶と繰り返している。彼は「土台と上部構造」という表現こそ使っていないが、「基礎」という言葉は、ファーガソンの「土台」とほぼ同じ意味を表す隠喩だと見ていいだろう。

3. 様々な土台、様々な上部構造

マルクスが「土台と上部構造」という隠喩を使うようになるのはおそらくファーガソンの影響であり、それは「市民社会と国家」という問題系列と密接に関連していた。『ドイツ・イデオロギー』(1845-46)では、こう述べられる。「市民社会という言葉は、18世紀に、所有諸関係がすでに古代的および中世的な共同体から脱却しおえたときになって現れた。市民社会が市民社会として発展するのはブルジョアジーをまっぴらである。どの時代にも国家ならびにその他の観念的上部構造 Superstruktur の土台 Basis をなしているところの、生産と交通から直接に発展する社会的組織は、しかし、ひきつづき同じ名で指称されてきた¹⁷」。

ここでは、ファーガソンの用語がそのまま外来語として使われている。ただし、ハリントンやファーガソンが所有権法や司法的秩序を「市民社会」の「土台」と見なしたのに対して、マルクス(とエンゲルス)は「生産と交通から直接に発展する社会的組織」である「市民社会」そのものが「国家ならびにその他の観念的上部構造の土台」と理解している。これはヘーゲル(1770-1831)の『法哲学』(1821)に依拠した読み替えである。『法哲学』では、「市民社会 bürgerliche Gesellschaft」はイギリス経済学から学び取られた社会的分業のシステム、「全面的依存性の体系」であると同時に「対立的諸関係」の場であり¹⁸、それを前提として、それを止揚したより高次の人倫的共同体として「国家」が導出される。そのような「人倫的共同体としての国家」なるものは「観念的上部構造」、「幻想的な共同社会性 illusorische Gemeinschaftlichkeit¹⁹」にすぎず、それこそまさに「ドイツ的なイデオロギー」の一つにすぎない、というのが、ヘーゲル派に対するマルクスたちの批判の中心点だった。

初期マルクスの「市民社会」概念がヘーゲルの影響を色濃く残していることは、1846年の手紙からもわかる。ここでも「市民社会」は「家族・身分・階級の組織形態」だ

¹⁶ Ibid., p.398. 水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年、23頁

¹⁷ Karl Marx/Friedrich Engels, *Die Deutsche Ideologie*, Bd.1, hrsg. von Wataru Hiromatsu, Tokio: Kawade-Shobo-Shinsha, 1974, S.144. 廣松渉編訳『ドイツ・イデオロギー』河出書房新社、1974年、152頁

¹⁸ Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, in: *Werke in zwanzig Bänden*, Bd.7, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1970, S.340-341. 藤野渉・赤澤正敏訳「法の哲学」、『世界の名著 ヘーゲル』中央公論社、1967年、414-416頁

¹⁹ Marx/Engels, op. cit., S.35. 35頁

からである。「もし人間の生産能力の一定の発展段階を前提するならば、交易と消費の一定の形態が得られるでしょう。もし生産・交易・消費の特定の発展段階を前提するならば、社会的構成の一定の形態、家族・身分・階級の一定の組織、一言でいえば、一定の市民社会が得られるでしょう。一定の市民社会を前提するならば、その市民社会の公式的表現にほかならない、一定の政治的国家が得られるでしょう。……人間の物質的諸関係が、人間のすべての関係の土台 base です。この物質的諸関係は、人間の物質的および個人的活動が実現される必然的形態にほかなりません²⁰」。

この後、マルクスはもう「市民社会」という言葉を「人間の物質的諸関係」一般という意味では使わなくなるが、いずれにしても「人間の物質的諸関係」を「土台」に例える説明の仕方はここでほぼ確立する。これ以後「上部構造」に例えられるのは、主として様々な観念や意識の諸形態である。

『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18 日』(1852) でマルクスは、フランスのブルジョアジー内部のオルレアン派と正統王朝派の対立について、次のように述べている。「これらの分派を区別するものは、いわゆる原理ではなく、それぞれの物質的生存条件、二つの所有の種類の違いであり、都市と農村との昔からの対立、資本と土地所有との対抗関係であった。同時に、昔の記憶、個人的な敵意、悪い予感と希望、偏見と幻想、共感と反感、確信、信仰箇条、原理といったものが、彼らを一方のあるいは他方の王家に結びつけたということ、誰が否定するだろうか？ 所有の、生存条件の異なる形態の上に、独自に形作られた異なる感性、幻想、思考様式、人生観といった上部構造 Ueberbau 全体がそびえ立つ。階級全体が、自らの物質的基礎 Grundlage から、そしてこの基礎に対応する社会的諸関係から、それらを創造し、形作る。それらは伝統と教育を通して個々人に注ぎ込まれるので、彼は、それらが自分の行為の本来の動因であり出発点をなすものだと思いこむこともありうる²¹」。

次は『経済学批判要綱』(1857-58) から。「経済的な形態すなわち交換が、あらゆる面から見て諸主体の平等を措定するとすれば、交換を促す内容、すなわち個人的でもあれば物象的でもある素材は、自由を措定する。したがって平等と自由が、交換価値に基づく交換で重んじられるだけでなく、諸交換価値の交換が、あらゆる平等と自由の生産的で実在的な土台 Basis である。これらの平等と自由は、純粋な理念としてはこの交換の観念化された表現にすぎないし、法律的・政治的・社会的な諸関連において展開されたものとしては、この土台が別の位相で現れたものにすぎない²²」。

最後に『経済学批判』以後の著作から。『フランスの内乱』初稿(1871)では、「上

²⁰ Marx an Pawel Wassiljewitsch Annenkow, 28. Dezember 1846, in: *MEGA*, III/2, S.71. 岡崎次郎訳「マルクスからアンネンコフへの手紙」、『全集』第4巻、563-564頁

²¹ Marx, Der 18. Brumaire des Louis Bonaparte, in: *MEGA*, I/11, S.121-122. 植村邦彦訳『ルイ・ボナパルトのブリュメール—八日』太田出版、1996年、57-58頁

²² Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, in: *MEGA*, II/1, S.168

部構築する」という動詞が使われている。「プロレタリアートのなすべき仕事は、この組織された労働およびこの集中された労働手段が現在もっている資本主義的な性格を変え、それらを、階級支配と階級搾取の手段から、自由な協同労働の形態と社会的生産手段とに転化することである。他方、農民の労働は孤立した労働であり、その生産手段は細分され、分散している。こうした経済的差異のうえに、相異なる社会的・政治的見解 views からなる一つの世界が上部構築されている *superconstructed*²³」。

マルクスが「土台と上部構造」という隠喩を使う場合、つねに同じ対象を指示しているわけではないし、社会の全体論的説明をしているわけでもなく、むしろ階級間のイデオロギー的な「差異」を具体的に説明しようとする場合が多い、ということがわかるだろう。それは、何よりもまずイデオロギー批判のための言説なのである。

4. アジェンダとしての「土台／上部構造」

しかし、「土台と上部構造」という隠喩がもつ意味は、それだけではない。「コモンウェルスを設定する技術²⁴」について論じたハリントンと同じく、マルクスにおいても、それは同時にやはり実践的な問題解決の手順を示す隠喩でもあった。

国際労働者協会での「相続権についての総評議会の報告」（1869）で、マルクスは次のように主張している。「相続法は、他のすべての民事立法がそうであるように、生産手段の私的所有、すなわち土地、原料、機械などの私的所有に基礎をおく社会の現存の経済的組織の原因ではなく、その結果であり、法的帰結である。奴隷を相続する権利が奴隷制の原因なのではなく、その反対に奴隷制が奴隷相続の原因であるのとちょうど同じように。／われわれが取り組まなければならないのは原因であって結果ではなく、経済的土台 *basis* であってその法的上部構造 *superstructure* ではない。……だから、われわれの大目的は、多くの人々の労働の果実を自分のものとする経済的な力のある人々に存命中に与えるような諸制度、を廃止することではなければならない²⁵」。

労働者階級はまず何に取り組まなければならないのか。「土台と上部構造」という隠喩は、まさに問題解決の優先順位を指示する行為遂行的な言説であった。その意味で、マルクスにおいても〈建築術〉は実践的な社会変革の技術なのである。

²³ Marx, *The Civil War in France. Address of the General Council of the International Working Men's Association*, in: *MEGA*, I/22, S.62. 村田陽一訳「フランスにおける内乱」、『全集』第17巻、520頁

²⁴ Harrington, *op. cit.*, p.60

²⁵ Marx, *Report of the General Council on the Right of Inheritance*, in: Marx/Engels, *Collected Works*, Vol.21, London: Lawrence and Wishart, 1985, p.65. 村田陽一訳「相続権についての総評議会の報告」、『全集』第16巻、360頁